



令和4年 第1回臨時会

会 議 録

(令和4年1月14日)

枕崎市議会

令和 4 年

枕崎市議会第 1 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（1 月 1 4 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
1 月 1 4 日（金）	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第 3 号、第 4 号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和4年1月14日)

令和4年枕崎市議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

令和4年1月14日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	1	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	
4	2	専決処分の承認を求めることについて	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
大 江 武 史 書記
山 口 美津哉 書記

鷺 山 美津代 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

小 泉 智 資 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
佐 藤 祐 司 財政課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
松 田 勇 一 市民生活課参事
水 流 敏 幸 監査委員
新屋敷 増 水産商工課参事
田 代 勝 義 企画調整課参事
福 永 賢 一 福祉課主幹兼社会係長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

本 田 親 行 総務課長
原 田 博 明 農政課長
山 口 英 雄 福祉課長
日 渡 輝 明 市民生活課長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
小 湊 哲 郎 農政課参事
松 田 章 子 会計管理者兼会計課長
家 弓 弘 一 農政課主幹兼特産振興係長
岩 田 喜一郎 福祉課主幹兼援護係長
鳥 越 洋 一 市民生活課環境整備係参事補

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和4年第1回臨時会が本日招集されましたが、出席議員13人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、2番眞茅弘美議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号及び第4号を一括議題といたします。

副市長に提案理由の説明を求めます。

[小泉智資副市長 登壇]

○小泉智資副市長 ただいま上程されました議案第1号及び議案第2号の2件について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億1,377万3,000円を追加し、予算総額を169億9,273万6,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業、海岸漂着物地域対策推進事業、サツマイモ基腐病対策事業をお願いしてあります。

これら4事業は、全て昨年12月に成立した国の補正予算に関連するものでありますが、そのうちサツマイモ基腐病対策事業につきましては、市の予算を通らない国の直接補助である持続的畑作生産体系確立緊急対策事業の中の継続栽培の取組に対する支援策に市が上乘せして、令和4年産の被害防止対策を行い、サツマイモ栽培を継続する農家に対し補助を行うものであります。

次の議案第2号専決処分の承認を求めることについては、子供1人当たり10万円相当の給付を行う子育て世帯への臨時特別給付について、10万円の現金を一括で給付する方法により、令和3年内に給付を開始することに伴い、令和3年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げますとともに、議会の承認を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 まず、議案第1号についてですね、質疑をいたしますけど、ここで議長に議事進行上、要望いたしますけど、今回の補正予算、先ほど副市長の説明があったように1番から4番まで4項目ございますけど、項目ごとにですね、質疑、答弁をいただければ助かると思います。

いろいろ質疑、答弁がふくそうすると、なかなか整理が難しいんじゃないかと思いますので、1番目から順番に質疑をさせていただくと、そういうことで御了承いただけますでしょうか。——はい、それでは最初の臨時特別給付金、予算書の最後のところに総額4億5,600万円の予算額が計上されておりますけれども、事業費としては4億5,000万円。この4億5,000万円の内訳といましようか、住民税非課税世帯に関するものが幾らなのかですね。

それからもう一つ、このコロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯、この分が幾らになっているのか。それから、そのほかにも何か対象となるものがあるのか。

まず、4億5,000万円の内訳についてお尋ねをいたします。

○山口英雄福祉課長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業費4億5,000万円の内訳でございますけれども、非課税世帯が4,152世帯、それから非課税世帯に類するものでございまして令和3年度の住民税均等割は課税されておりましたけれども、その後、生活保護を受けられた世帯が3世帯、それから新型コロナの影響を受けて家計が急変した世帯を345世帯というふうに見込んで予算を計上しているところでございます。

○9番立石幸徳議員 住民税非課税世帯というものは、明らかになっていまいましようか、極めて明確に判断できると思うんですけれども、もう一つの家計急変世帯ですね、この世帯の判定といましようか、該当するというふうに判定する方法がですね、かなり複雑じゃないかと思うんですね。

そして、この住民税非課税世帯はもう明確になっていますので、福祉課もすぐにでも対応できるような状況だと思うんですけれども、この家計急変世帯ですね、こちらのほうの対応、まず申請をされることになるのかですね。それから、どういう世帯が同様と認められていくことになるのか、該当基準ですね、その辺について説明をお願いしたいと思います。

○山口英雄福祉課長 家計急変世帯への判定に関するお尋ねでございますけれども、まず申請が必要かということにつきましては、家計急変の場合には申請が必要ということになります。

それから、該当基準、どういった場合に家計急変世帯に該当するかということにつきましては、令和3年1月から令和4年9月までの期間に収入が激減したという世帯でございまして、世帯の全員が住民税非課税相当の収入になったという場合でございます。

なお、具体的には令和3年1月から令和4年9月までの一月の収入を前年の収入と比べまして、収入が激減したその月の12倍、それを1年分に換算した年の1年間の収入見込額を算出して、その額が住民税均等割の非課税に相当する程度以下に落ちている場合が該当するということとなります。

○9番立石幸徳議員 福祉課長の説明で令和3年1月から令和4年9月までの間の一月をとということなんですけど、給料を収入とする人は大体平均するんでしょうけど、収入つっても様々あるわけですね。それでその一月っていうのがかなり多い収入のときもあれば、少ない収入も出てくると思うんですよね。それで、令和3年1月から約21か月間ですか、21か月間のうちのどの一月でも比較するようにできるんですか。

はっきり言って、その一番少ない収入のときを申請してですよ、あとその12か月分、年収ということを出していけば、この非課税世帯と同様ということに見られるんですか。その辺が非常にちょっと曖昧なんですけどね、ちょっと明確に説明をいただきたいと思います。

○山口英雄福祉課長 1年間の収入見込みを算定する一月につきましては、先ほど申しましたと

おり令和3年1月から令和4年9月までの間の任意のいずれかの月で構わないとされております。

ですが、できる限りですね、例えば令和3年分所得の確定申告書、あるいは住民税の申告書とか、源泉徴収の写し等がある場合には当該写しを出していただくとか、そういった対応も取りながら事務を進めていただければというふうに国のほうから示されているところでございます。

○9番立石幸徳議員 この点では要望も含めてですね、申請をするということですので、住民への周知方、これが非常に大事になってくると思うんですね。そこらについてはどういう形で周知方をしっかりとやっていただけるのか、その点を最後にお尋ねしときます。

○山口英雄福祉課長 周知につきましては、広報紙あるいはホームページへ掲載をいたしまして、十分な周知に努めていきたいと考えております。

○永野慶一郎議長 先ほど立石議員から御提案があったように、まずその1項目ずつということでしたので、今の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付事業に関しての質疑のある方はお願いします。

○12番東君子議員 今、いろいろと説明をしてくださって何となくは分かるんですが、自分が該当するのかどうか、もう本当に今回こういうことは初めてで分からない方がたくさんだと思うんですね。

そのときに、まずどうやってこれに自分が該当するのかわかるために、まず福祉課のほうに電話をすればいいですか。それとも、どっかほかに、ここに行ったらあなたが該当するのかわかるか調べられますよというはっきりした動きを示していただきたいなと思うんですが。

○山口英雄福祉課長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、国の制度でありましてテレビ等でも放送されていますので、もう既に福祉課のほうにも問合せは来ております。

ですので、いろいろこの制度についてお尋ねしたいことがありましたら、福祉課のほうに電話をしていただければと考えております。

○12番東君子議員 その申請書っていうお話が出ましたけど、それを結局はちゃんと書いて仕上げないといけないという作業に入りますが、その中に、市民の方が分かりやすく仕上げるために見本のようなもの、案内、分かりやすく枕崎太郎とかですね、花子とか、こういうふうな流れで、ここは絶対逃したらいけないっていうような分かりやすいようなポイント、こういうような案内というのは入っていますか。

○山口英雄福祉課長 申請書の書き方も含めた案内をお示ししたいというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 新型コロナ感染症生活困窮者というのはですね、働きたくても仕事の無い住民、それから家族の介護のために仕事ができない住民、再就職に失敗して雇用保険の切れた世帯、それから社会に出るのが怖くなって生活困窮者となった世帯とありますけどね、それぞれ今私が述べたこの4項目についてはですね、それぞれの世帯数はどれぐらいあるんでしょうか。

1番からいきますよ。働きたくても仕事のなくなった世帯数、それから家族の介護のために仕事ができなくなった世帯数、再就職に失敗して雇用保険の切れた世帯数、それから社会に出るのが怖くなって生活困窮者となった世帯数、それぞれお願いします。

○山口英雄福祉課長 お尋ねになった項目ごとの把握というのは、実際把握はしていないところでございます。

○13番清水和弘議員 今、把握していないということでしたけれどね、今、結局支給はしとるわけですよ。この生活困窮者に対する支援、これはしているわけですよ。

○永野慶一郎議長 清水議員、今2番目の質疑に入っていると思うんですけど、1番目の質疑でいいんですか、ちょっと整理させてもらいたいんですが。

○13番清水和弘議員 私が今発言しとるのはですよ、ここの生活困窮者支援について……、1番のことについて言えということですか。

○永野慶一郎議長 先ほど順を追ってということで、そのようにやっていきたいので、取りあえずいいですかね、今2番目の質疑だと思うんですけど、ちょっと一旦よろしいですか。

1番目の件について、皆さんのほうからほかにないですか。よろしいですか。——それでは2番目のほうに入っていきたいと思います。

質疑をお願いいたします。

○13番清水和弘議員 もう私、質疑しているわけだから、あとは答弁を求めとるんですよ。さっき言いましたけどね、生活困窮者支援をされとる世帯数。

○山口英雄福祉課長 御質疑の趣旨がよく分かりませんが、市のほうで把握できる分というのは相談があった部分に限られますので、今おっしゃられたような、そういった部分を全体的に把握しているわけではございません。

なお、生活困窮者自立支援金につきましては、令和3年7月の臨時会で補正予算を可決いただきまして取り組んできているわけですが、これまで生活困窮者自立支援金の給付を受けたところは1世帯です。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○13番清水和弘議員 課長はこの生活困窮者自立支援金を受けたのは1世帯と言われましたけど、それはどういう種類っていうのか、生活困窮にもいろいろありますよねこれ。これはどういうことの生活困窮なんですか。

これは私がさっき言うた働きたくても仕事がないために困窮者になった、家族の介護のために生活困窮になったということがあるじゃないですか。それはただ1世帯ということでもいいんですか、そんなもんじゃないはずですよ。

○山口英雄福祉課長 私が先ほど答弁いたしましたのは生活困窮者自立支援金、これにつきましては、昨年の7月議会で補正予算を議決いただきまして取り組んできているところでございますが、これまでにこの生活困窮者自立支援金の給付の申請をして給付を受けた世帯が1世帯ということでございます。

この世帯につきましては、当然ながら新型コロナの影響を受けて家計の収入が減ったということでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○12番東君子議員 申請書が仕上がって、そしてお金が実際ですね、振り込まれるまで、市のほうから手続の紙が来ました、そして仕上げました、それが受理されました。それから振り込まれるまでの間にどれぐらいの時間がかかりますか。

○山口英雄福祉課長 生活困窮者自立支援金の給付につきましては、当然、収入減少が新型コロナの影響を受けたことを確認すること、それから預貯金等の資産の基準額は100万円だと思っておりますが、それ以上に持っていないこととか、そういった要件に該当するののかということを慎重に確認する必要があります。

これまでの事例でいきますと、申請を受け付けてから大体一月ぐらいで判定をしたということになっています。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○9番立石幸徳議員 この生活困窮者自立支援金ですね、先ほども福祉課長から説明があったように、昨年の7月の臨時会で最初予算計上がなされたわけですね。そのときにも私もたくさんの発言をさせていただきました。というのが、今まで社会福祉協議会を通じて緊急小口とか総合支援といったような貸付けをしていたものが、貸付けではなく支給という形で対応するといったのが7月の臨時会だったと思うんです。

今、尋ねたいのはですね、あのときにもいろいろ見込みとか、予想でもって予算を立てましたということだったんですけども、現時点もう7月から約半年経過してですね、1世帯しか該当

といひましようか、なかつたと。これは全国的な状況から見ると非常に少ないんじゃないかといひ気がするんですね。

なぜ、1世帯になつてゐるのかですね、それから今度また新たな該当する世帯を国のほうの制度改正といひましようか、内容が変わつてきたんで、補正を組む。しかしながら、最初の7月の予算がかなり大きく執行残で残つてゐるから、全体としては議案第1号のこの部分の予算は減額予算なんですね。

なぜ、その7月時点での見込みといひましようか、こういうものが思つたより少なかったのか、この点については福祉課のほうではどういふふうに整理されてゐるのか、1点だけ聞いておきます。

○山口英雄福祉課長 生活困窮者自立支援金につきましては、質疑者が言われるように昨年7月の時点ですでに、そのときの制度の概要といひましては、社協が実施してゐる緊急小口資金及び総合支援資金の再貸付けまで終わった方が、それでもまだ自立に至つてゐないという方について、この自立支援金の支給対象となるというふうなことでございました。

昨年7月には、当初、申請の可能性のある方が最大で12世帯申請があるんじゃないかといふことでたしか計上しておりましたけれども、実際には1世帯しか申請給付がなされなかつたといふことでございます。

その点につきましては、この生活困窮者自立支援金の申請に至るまでに、緊急小口資金、それから総合支援資金の初回貸付け、期間延長貸付け、再貸付け、そういった資金の貸付けを受ける手段、機会がたくさんございましたので、そういった資金の貸付けを受ける中で、ある程度自立に至つたといふケースもあるのかなとは考えております。

この緊急小口資金とか総合支援資金、それから生活困窮者自立支援金につきましては、例えば個人で事業をされてゐる方とかの生活費、事業に係る資金ではなくて生活資金に関する部分の支援といふことでございますので、そういったことから申請が1件しかなかつたといふことになつてゐるのかなと思ひます。

もう一つの面で言へば、市のほうのアナウンスを十分したつもりでございましてけれども、若干そこら辺にちょっと課題があつたのかなとも考えられるところではございましてけれども、そこら辺につきましては、今回また生活困窮者自立支援金の支給事業に当たつては、また周知の方法をちょっと考えていきたいとは考えております。

○9番立石幸徳議員 最後のところで福祉課長が率直にですね、行政側のアナウンスがちょっと薄かつたのかなと反省も含めて言われましたけど、私は行政サイドの問題もさることながらですね、これ一般質問でも取り上げましたけど、ここらのいろんな実際上の対応は社会福祉協議会ですよね。これはもう全国の社会福祉協議会が取りまとめてゐますが、このコロナ対策で全国の15%の社協で職員がもう辞めてゐる。それはもうあまりにも業務が忙しくなつたり、このコロナ対策で大変な思ひをしてゐることからですよ、社協職員が辞めていく。本市もその一つですよ、本市の社協の実態もですね。

もうちょっと社会福祉協議会に、いろいろと行政も協力、力を入れてもらわないと、本当にこのコロナ対策ですでに、困つてゐる人たちのところに手が届かないといふことを私は感じてるので、そこらについては社協との関係ではこの自立支援金、どういふふうを考えてゐるのか、これもお尋ねをしておきます。

○山口英雄福祉課長 自立支援金の関係でといふわけでもございませぬけれども、枕崎市社会福祉協議会とは、それぞれ意見交換をしたりとかそういったことで、できるだけの支援はするといふことで協議を現在もこれまでも重ねてきてゐるところでございまして、今後とも行政が支援すべきところにつきましては、必要な支援は今後もやつていきたいと考えております。

○永野慶一郎議長 ほかに。

○6番城森史明議員 私もいろいろな質疑を聞きながらですね、ちょっと納得いかない面があるんですが。1番と2番というのは大体似たような感じを受けるんですよ。

それで、片方が4,500世帯、片方が1世帯、重なり合う部分というのがあると思うんですが、この2つを比べたときにそういう部分はないんですか。

重なるという意味はですね、要は新型コロナウイルスによって困窮した世帯に対する交付金と補助金。そしたら、片方が4,500世帯、片方が1世帯、あまりにもこれが2番は自立という意味はどういう意味なのかということですよ、要はね。

だって、これ2番目には自立型支援金って書いてあるんじゃないですか。だから、自立するための支援金と、困窮した世帯にする補助金というのは違いがありますよ、当然。だから、片方が4,500世帯ということだという理解でいいんですか。その自立するための支援金だから、1世帯にとどまっているという理解でいいんですか。

そういう意味で重なり合う部分を私はずっと、例えば片方が4,500世帯だったら、こっちもそれぐらいのレベルでね、あると思うんですよ。それが極端に4,500世帯と1世帯というふうになっていること自体がちょっと納得できないんで、その辺がどうなのかということですよ。

○山口英雄福祉課長 この生活困窮者自立支援金につきましては、先ほども説明いたしましたけれど、緊急小口資金とか総合支援資金とかの貸付けを受けた方ですよ。それが条件になりますので、そういった方たちというのは新型コロナウイルスの影響を受けて、それまで個人事業とかやっていたら収入が減って生活費が激減してしまったと、そういった場合に緊急小口資金あるいは総合支援資金の借入れの申込みをして自立につなげていくというような制度でございました。

そういったことですね、総合支援資金とかを借りたり、それから生活困窮者自立支援金の支給を受けるためには、ハローワーク等での就職活動とか、そういった活動を行うことが条件になっております。

そういったことですので、質疑者が言われた1番の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者との差が非常にあるということにつきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、例えば年金所得の高齢者とか働いていない、そういった方々がたくさんいらっしゃいます。

そういったことで、この1番の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象は4,500世帯と見込んでおりますけれども、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の対象につきましては、条件として社協が行う貸付金の貸付けを受けて、貸付期間が終わって、もう貸付けを受けられない方という条件になっているので、こういった対象者が少なくなっているということでも理解していただきたいと思っております。

○6番城森史明議員 もう第6波が来たわけなんですけど、コロナの影響が長期化すればするほどですね、そういう人が今後も増えてくると思うんですよ。

特に市内を見とって、やっぱり飲食店がそういう被害を受けるだろうし、そしていろんなのを見たら、簡素化になったので葬儀屋、そういう従業員なんかもね、長期化することによっていろんな職種でダメージを受けている。今後多くなると思いますのでね、そういうところをこの2番に関してはちょっと条件を緩和して、もっとしやすいような制度にならないかということですよ。

要は、テレビでもやっていましたが、コロナの影響の割には、会社の倒産件数が非常に少ないと。なぜかっていうと、そういう貸付金とか支援制度を利用しているから少ないということが載っていたんで、それが今後長期化すると、倒産件数も増えていくと思うんですよ。そして、困窮者も増えていく。だから、もっと借りやすいような制度にはできないんですか。

○山口英雄福祉課長 この生活困窮者自立支援金の支給事業、それから緊急小口資金、総合支援

資金の貸付事業、いずれも国の制度でございますので、市のほうでどうのこうのというものではございません。

なお、今回の生活困窮者自立支援金の支給対象というのはですね、令和4年3月、今年の3月までに総合支援資金の貸付けが終了する方、ですから総合支援資金の貸付けを受けた方、受けている方に限定されますので、現在の制度ではそういったことで対象者は必然的に限定されるということになります。

○6番城森史明議員 4番にね、基腐病の市の支援金というのが創設されているわけですね。非常にありがたいことなんですよ、これは。だから、その上乗せっていう形ができるんじゃないですか。国の制度に従って、市の上乗せという形でね、2番もできるんじゃないですか。

○山口英雄福祉課長 この生活困窮者自立支援金の制度について、市のほうで上乗せとか考えないのかということですが、それについては生活困窮者自立支援金支給事業として上乗せとか横出しとかということは、現在のところでは考えておりません。

ただ、そういった生活に困窮される方々につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の中で家計急変に該当すればそちらのほうで給付金の対象にもなりますので、そういったことで対応していきたいというふうに考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——続きまして、3番目の項目のほうに移らせていただきます。

3番目の項目で何か質疑のある方いらっしゃいますか。

○7番吉松幸夫議員 軽石が漂着した場合の回収を行うための経費というふうにありますけれども、例えばこれはどういった方法で回収をするというのは、今のところ決まっているんでしょうか。

○松田勇一市民生活課参事 11月に国土交通省、水産庁で漂流軽石回収技術検討ワーキンググループという会がありまして、3回ほど会議が開催されております。その中で台船や小型船舶による海上からの回収、サンドポンプやバックホウ、人力（タモ網、じょれん・スコップ等）での陸上からの回収など、漂流軽石の回収技術に関する取りまとめがなされているところです。

本市におきましては、漂着した場合は漂着場所によって、現場に適した効果的な回収方法を検討していきたいと考えているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——それでは次の4番目で皆さん質疑はございますか。

○9番立石幸徳議員 今回の補正予算の中でですね、4項目ある中でこの4番目のサツマイモの基腐れ対策、この予算のみが本市の一般財源を活用するということなんです。

そこで、予算書の説明にもちょっと出ているように、あるいは最初副市長がちょっと言われましたが、令和4年産のサツマイモ基腐病対策被害軽減のために、国が実施する支援策への上乗せ、これが本市が10アール当たり1万円、総事業費5,500万ぐらいですね。

この件についてはですね、農政課のほうから私の要求した若干の資料と、事前に出された資料もございますので、もう少し詳しくですね、質疑をさせていただきたいんですが。

農政課が当初出された資料、この事業概要(1)です。国の補助事業が創設されたこと。それに本市カンショ生産者への市単独補助10アール当たり1万円なんですけど、このまず国の補助事業の中身、内容ですね、これが事業名は先ほど副市長が持続的畑作生産体系確立緊急対策事業、この事業名はちょうど1か月ぐらい前の12月10日の本市議会の最終日に市長のほうからちょっと早口でいろいろ言われたんですけども、今、国が創設した持続的畑作生産体系確立緊急対策事業、この中でも4つほどのメニューがあるみたいなんです。支援メニューが。

対策事業の4つの支援メニューのどの部分に上乗せをしていくのか、まずこの点を明確に詳細に説明をいただきたいと思っております。

○原田博明農政課長 まず、国から示されている支援事業につきまして若干説明させていただきます。

国からは、令和2年度及び令和3年度甘味資源作物生産性向上緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業（かんしょ重要病害虫対策事業）という事業と、令和3年度持続的畑作生産体系確立緊急対策事業のうちサツマイモ基腐病対策事業という2つの事業が示されたところでございます。

12月議会の最終本会議後の全員協議会でも説明しましたが、この事業が12月7日に募集が始まりました。これが令和4年1月7日までの期限ということで取り組んだところでございます。農家の方々には説明会を開いて随時説明したところでございます。

この事業の中の本市が上乗せをする事業といたしましては、先ほど言いました令和3年度持続的畑作生産体系確立緊急対策事業のうちのサツマイモ基腐病対策事業の中の継続栽培に対する取組に対する支援策、これに対する上乗せということで計画しているところでございます。

今、質疑者が言われたこのサツマイモ基腐病対策事業につきましては、事業内容といたしまして4つほど事業がございまして、

1番目に交換耕作の取組、2番目に交換耕作体系確立のための体制整備、3番目に継続栽培の取組、4番目にサツマイモ基腐病被害軽減対策の実証という4項目ございまして、

生産者に直接関係のある事業といたしましては、1番目の交換耕作の取組、それから3番目の継続栽培の取組ということで、直接関係のある事業として御説明しているところでございます。

特にこの3番目の継続栽培の取組、これに対しての上乗せということでございまして、この内容につきましては、令和4年産におけるサツマイモ基腐病の対策を行いつつ、当該農業者が保有等する農地において、令和4年産のカンショ作付を継続するために要する経費を補助するというところで示されております。

取り組む内容として4項目ほど条件がございまして、令和3年産における被害発生圃場の割合が作物作付面積全体の5割以上の県または市町村ということでございまして、本市におきましては、全体に被害があったということでこれは該当いたします。

次に、サツマイモ基腐病対策を行う、これにつきましては特に枕畝、カンショを作っていく上で畝を造っていくんですけども、トラクター等が旋回する場所が必要ですので、若干、圃場の端っこのほうに枕畝というものを通常造ります。ただ、この枕畝を造ると圃場内の排水がうまくされないということになりますので、この枕畝を廃止しなさいということが示されております。

それから3番目に、加工業者等との植付け前の出荷契約を締結するということですね。

それから4番目に、収入保険に加入しているもの、または共済組合等と連携して、農業者への個別説明による収入保険の加入促進を行う市町村・農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を提出する、こういった4つの条件が示されているところでございます。

この条件を示して、令和3年産の収量が3割以上減少した圃場については、10アール当たり2万円、3割未満の減少にとどまった圃場については10アール当たり1万円ということで算定するというところになっております。

○9番立石幸徳議員 今、農政課長から国のほうの事業を詳しく教えていただいたんですけども、最終的に継続栽培の取組の被害率が3割以上あるのは10アール当たり2万円、3割未満の場合が10アール当たり1万円と。この部分に今度の本市の予算は1万円ずつ上乗せすると、こういう理解でいいわけですか。

農政課長の説明の中にもあった昨年の12月7日から本年1月7日まで約1か月間の申請期間、もう7日が締切りだったんですが、本市の申請の実態はどういうふうになっているんですか。

○原田博明農政課長 1月7日までに集計を実際したところでございます。

集計内容といたしましては、122名の農家の生産者の方が申請を行っております。この申請で

484.76ヘクタールの面積が申請されております。被害率の3割以上の圃場が322.94ヘクタール、被害率の3割未満の圃場につきましては161.82ヘクタール申請が来ているところでございます。

○9番立石幸徳議員 それで、被害の実態についてはですね、昨年の市議会でも一般質問をはじめいろいろ当局のほうからの説明もあって、私自身も先般、県のほうから南薩のほうの被害実態ということで令和2年と比較した令和3年のサツマイモの被害実態ですね。細かく言うと時間がかかりますんで、端的にですね、一番私がこの枕崎市の令和2年と令和3年の被害実態で一番ある意味でショックだったのは、令和3年はこの被害がなかったと、ゼロだったということが全然ないんですね。

つまり、全ての芋農家が被害を受けている。振興局の調査で資料の提供をいただきました。そうすると、当然、農政課長が言ったようにですね、7日締めで、大体、本市の芋耕作農家おおよそ150という見通しでしょうけれども、もうその8割ぐらひは今度の国の申請も出しているというふう考えられるわけです。

もう少し聞きたいのは、先ほどの農政課長の国の事業説明にもありましたが、農作物については、例えば自然災害あるいはマーケット、市場の価格が下がったとかいろいろあったときに、収入保険ですね、この制度が近年できていて、この収入保険の活用というののもかなり重要なんですけれどもね。

本市の令和3年産のサツマイモに関して、収入保険という制度上はどういうふうを受け止めればいいと、当局のほうではこの点についての整理はついているんですかね。

○原田博明農政課長 収入保険につきましては、自然災害または価格の低迷、こういったことでその年の収入が基準収入の9割を下回った農家に対して、下回った額の9割を上限とした保険が出るというのがこの収入保険でございます。

収入保険に加入している農家につきましては、この要件に該当するようであれば共済組合のほうに申請して、収入保険を受け取っているというふう考えています。

収入保険の加入状況ということで説明させていただきますが、現在、昨年の12月までに申請している生産者につきましては、法人を含めまして全体で52生産者が加入しております。明細を言いますとカンショ農家は25戸いらっしゃる。届け出ている生産分類で分けていますので、お茶、野菜、果樹、花、それぞれありますけれども、主にカンショを作っている方で届け出ているという農家の方が25戸いらっしゃるということでございます。

この中で、先ほど言いました要件に該当する農家につきましては、収入保険を受け取っているというふうに理解しているところです。

○9番立石幸徳議員 国のほうの継続栽培取組の補助支給要綱の中で、その収入保険に関しては、加入している者はもちろんですけど、先ほど言いましたようにサツマイモに関しては25世帯でしょう。あとの100世帯以上は収入保険に入っていないわけですね。

ただ国のほうは、加入はしていなくても収入保険に関する説明を受けた旨の確認書があればいいと。これは今度1月7日までに出了たその申請の中では、もう全部説明は受けたという形で申請しているんですか、確認をいたします。

○原田博明農政課長 収入保険の説明につきましては、先ほど申しました生産者への説明会、この中でチラシもつけて説明をいたしました。説明会の資料の中にこの確認書も添付して、市の説明、またその説明を補完するJA南さつまの名前を記載する確認書を添付して今回申請をさせたところでございます。

加入についての詳しいことを聞きたいという生産者につきましては、共済組合の連絡先も一応お知らせして、詳しくは共済組合に相談してくださいというようなことで説明をしたところでございます。

○9番立石幸徳議員 私のほうで要求をした資料が本日出されたんですけど、今回の予算措置の

対象農家数、そういうものを含めて50万ごとの区切りで150万以上補助金が出るのが3件、100万から150万が7件とか、先ほど言った国申請の122件に合致する合計数で資料作成をされているんですけど、この市単独補助金あるいはその国の補助金も含めて、この収入は課税の対象になっていくんですか、どうなんですか。

○原田博明農政課長 国の補助金、支援金と市の補助金、両方とも課税対象になります。

○9番立石幸徳議員 税金対象になるということですから、そういう面でも農家の皆さんの実際上の実入りといいたいまいしょうかね、そういう面も懸念されるんですけれども、こういう補助金絡みのことについてはですね、不正とか、いろんな過ち、そういうものが起きると非常におかしくなるんですけれどもね。この事業に関する実施要綱あるいは実施要領、そういうものは作成されるのか。

特に、国のほうはこのサツマイモに関しては、後もってきちんと基腐病の対策をやっているかどうか。そういうチェックなりがなされて、全然そういうものがなされていない場合には、返納してもらおう措置も規定されているみたいですね。

そういうところについては、現段階では農政課のほうではどういうふうになっているんですか。

○原田博明農政課長 国の支援事業につきましては、3月31日までに取り組むこととなっております。

内容につきましては、それ以降にですね、そのそれぞれの内容につきまして枕畝の廃止、または枕畝をする場合には必ず数か所の溝を造って排水が的確にできるようにというような確認をするようになっておりますので、その確認は、甘しょ対策協議会が取りまとめているので、そちらのほうで実施をいたします。そのほかの薬剤、資材につきましては、領収書を添付するようになっています。

また、他作物への転作につきましても、必ず写真をつけて協議会のほうで確認をするということになっておりますので、そういった確認作業は的確に実施するというところで取り組んでいるところです。

○9番立石幸徳議員 最後にですね、いろいろ補助金とか支援金を出されても、実際サツマイモ栽培は本当に復活といいたいまいしょうか、息を吹き返すかという、その部分が一番大事だと思うんですね。私はやっぱり支援金、補助金もさることながら、やっぱり産業育成という意味では本来なら基盤整備が一番大事だと思うんですよ。

あまり個々人の農家なり、あるいは個々人の人に支援金とかそういう形より、全体のやっぱり産業を復興させる、そういう面でこの基腐病対策をですね、今後どういう形で実際やっていくのか。

先般は、四国の徳島県でも年明けに基腐病が確認された。徳島県も全国的には芋耕作第5位に入るぐらいの芋の産地みたいですからね、もう全国にも広がっていく。

それで、そういう中でですね、この基腐病対策をただ農家に補助金、支援金をやればいいということで済ますことじゃないんでしょうけれども、今後どういうことを本当にきちんと腹を据えて取り組むのか、これは副市長はじめ農政担当、最後に決意を聞いておきたいと思います。

○原田博明農政課長 質疑者が言われるように栽培技術を守っていくということが基本になります。そういった指導を生産者の方々には随時していきたいと思っておりますし、また圃場につきましても、特に別府の畑かん区域につきましては、事業を実施してからもう50年以上経過しておりますので、農地につきましても大分、土も流出して減ってきている。また、土壌についても痩せてきているというような状況もありますので、そういったところをいろんな事業を活用して今後取り組んでいきたいということは考えております。

サツマイモに限らず、お茶も価格低迷で厳しい状況ですので、総体的にいろんな事業等を取り組んで基盤を整備していきたいというふうに考えております。

○小泉智資副市長 サツマイモに関しましては、本市の重要な作物であるということは当然のことながら認識しておりますので、今後ともカンショ農家が安心して耕作ができるように、市としてもいろんな形で対策を考えていきたいと思っております。

○4番沖園強議員 大分時間が押しておりますので、簡潔に二、三点お聞きしておきます。

さきの12月議会でも、今、立石議員のほうからもあったように、どうしても補助金、交付金等を給付といいますか、これは大事なことなんですけど、事業効果ですね、そういった点からお聞きしたいんですけど。

去年、国の交付決定が1月だったと、取組が2、3月に集中してしまったと、堆肥散布、土壌改良等においてですね。当然1月7日までの申請申込み締切りですから、今年度も、4年度作についてもそういったことが言えるんじゃないかなと。

そして、また私一般質問で提言的に申し上げたんですけど、本市の枕崎市クリーン堆肥センター、その活用策も探るべきだと。そして、未熟な堆肥を幾ら振っても、むしろ窒素飢餓に陥って地力が低下するんだということも申し上げたんですけど。そういった面を含めて、今年度、4年度に向けての対策はどういうふうにとっておられるのか。

そしてもう一点、約150のカンショ農家を想定しているんですけど、今回、法人を含めて122農家しか申請がなかったと。残りは廃作等になっていくのか、その辺はどうなんですかね。

それと、実際、先ほど基盤整備というような質疑応答があったんですけど、本市の西鹿籠、東鹿籠そして別府地区、ほとんどがもう農地的には基盤整備をされていると。その中での基盤整備とは何かということになれば、やっぱりそういった生産体制、後の支援策ですね。

昨日、一昨日の新聞報道だったですかね、野村参議員が蒸熱処理機を数台、県単位で考えておられるような、助成対象になっているようなことを書かれておったんですけど、そのバイオ苗、健苗あるいは蒸熱処理機等でキュアリングした種芋の供給体制、そういったものをどういうふうに考えておられるのかお聞きしておきます。

○原田博明農政課長 最初に堆肥散布の件でございます。

昨年、産地パワーアップ事業での堆肥散布が1月以降の交付決定のために遅れたということで、堆肥センターのほうの受入れがなかなかできなかったということがございました。今回、この先ほど説明しました事業の中にも堆肥散布の事業があります。先般、補正予算でも出しました産地パワーアップ事業につきましても、現在進行中でございます。12月に産地パワーアップ事業のほうは交付決定がございましたので、そこからもう事業は始まっております。

堆肥センターのほうはちょっと施設の工事が入っていらしたので、若干受入れが遅れていますけれども、現在受入れ体制を整えて対応しているということで伺っております。事業につきましても、両方の事業で今後取り組んでいくということで考えているところです。

それから、2番目の対象農家150名のうち、122名の方が申請しているということでございますが、確かにもう今回廃作するという農家も出てきています。廃作するという農家の農地につきましては、担い手農家が受けて、今回新たに実施するということが上がっておりますし、他作に切り替わるという話も伺っております。

150名を想定した中で、基腐病の被害は実際の圃場も出ています。ただ、収量的にはいろんな対策を取ったおかげで、早掘りした圃場とか比較的被害の少なかった圃場については、例年よりも収量のあった圃場もございますので、被害率がなかったという方も少ないですけれどもいらっしゃいました。

それと、もうやめるので、今回はもう申請はしないという農家もいらっしゃいました。

取りまとめをする中で、令和2年も同じ事業がございましたので、令和2年に申請して、今回していない方にも連絡をしたり、カンショを作っているというのが分かっている農家で申請していない農家には、市のほうからも申請しないんですかということで連絡しましたけれども、今回

はもうしないというような方もいらっしゃいましたので、この122名という農家数になったということでございます。

廃作するという農家につきましては、できるだけ中心経営体の担い手農家に集約して、継続してカンショもしくはほかの作物を作付してほしいということで進めていきたいと考えています。

それから、蒸熱処理機の関係でございます。

先般、本坊商店がポストコロナ事業で導入をいたしました。ちょうど1月10日から稼働を始めたということでしたので視察に行ったところです。枕崎の農家の方がちょうど黄金千貫を出しているということで、視察させていただきました。蒸熱処理機で1回に処理できる量というのが500キロ、3ケース、3ケース並べて3段の27ケース入れられるということで、その量を入れたところを視察したところです。

先般、12月議会のほうで約8時間かけて処理するというふうに説明いたしまして、48度に上げて、当初は180分蒸すというか熱を上げるということで説明しましたけれども、今回視察したところ、40分でいいということでございました。ですから、3時間ぐらいかけて48度に上げて40分間蒸して、それから徐々に温度を下げていくというような処理を8時間かけて実施するというので、話を伺いました。

その結果をちょっと見させてもらいましたけれども、基腐病菌、また乾腐病菌、これらの大概の菌は大体死滅しているようでございます。ただ、ほかの炭腐菌とかですね、熱に強い菌等は残って、逆に、目立つこともあるというようなところでございました。

今後の導入状況をちょっと県のほうとも確認したところ、JA南さつまで2機、JA指宿が1機導入するという計画が上がっているということで伺っております。

○4番沖園強議員 時間が押していますので最後にしますけど、先ほどの転作、廃作あるいは担い手農家への集約と把握されているようですけど、ちなみに廃作はどんぐらいあるもんですかね。

それと、今の答弁からいって、加工業者との契約というような国の交付を受けるために4項目ほどあったんですけど、その市内の加工業者、市外の加工業者等の契約はどうなっていくんですかね、その辺をお示しいただきたいと思います。

○原田博明農政課長 廃作の面積でございますけれども、現在把握している中では廃作の面積というのは今のところ出てきていないと。やめるという農家は、その分はほかの農家がやるということで上がっているようです。戸数の明確な実数については答弁できないところです。ただ、そういう動きがあるということですので、こちらのほうは把握しています。

それから、加工業者との契約につきましては、今から最終的に申請の分は取りまとめますので、それを3月31日まで取りまとめて確認するということになります。

取りあえず、今のところはこの事業に応募するという申請を受けて、それを取りまとめて国のほうに報告したというところでございますので、最終的にはそういった契約関係の処理については今から出てくるということになります。

○4番沖園強議員 最後に要望として申し上げておきたいんですけど、どうしても健苗の供給体制、そういったものが非常に大事になってくるということになろうかと思っておりますので、ぜひですね、その辺に鋭意取り組んでいただきたいと要望を申し上げておきます。

○12番東君子議員 今後、補助金等の後押しがあったとしても先が全く見えない、そういう農家の声もたくさんいただいています。もう芋を作るのをやめようか、農業自体をやめてしまおうか、そういう深刻な状況だと思います。こういった状況というのは、率直にあとどれぐらい時間がかかるというふうに予測をされていますか。

○原田博明農政課長 基腐病が解決するというか、そういうことでございましょうか。——これにつきましては大変厳しい状況だと行政のほうは考えています。

薬剤を使っても、先ほど言った健全な種芋、苗を準備しても、圃場に菌がある場合は発生する

というようなこともございます。ですから、全ての取組がうまくいかないとなかなか減らないというふうに考えています。

こういった取組を、全ての農家に全ての圃場で実施してくれというのもなかなか大変なことになろうかと思っておりますので、現在いろんな解決策、対策を取っておりますけれども、確実に効果があるというようなことはなかなかないというところがございます。

ただ、新たな薬剤、それから基腐病に強い新たな品種、こういったものが今出されつつありますので、こういった新しい品種等に取り組んだり、それから先ほど言った健全な種芋を増やして、また健全な圃場を増やして、基腐菌を減らしていくというような作業が今後続いていくのではないかとということで、当局としては考えています。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○2番眞茅弘美議員 カンショ農家は、もう本年産の植付けに向けて準備をしていると思っておりますけれども、この支援金の支払いというのは大体いつぐらいになる見込みでしょうか。

○原田博明農政課長 国の支援事業につきましては、3月31日までの取組ということになりますので、繰り越して4月以降の支払いになると思っております。本市の補助制度につきましては、年度内に支給できるように計画しているところです。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——続きまして、議案第2号について質疑のある方はいらっしゃいませんか。——ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第4号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和4年第1回臨時会を閉会いたします。

午前11時5分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 清 水 和 弘